

五十 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(先物外国為替契約等の範囲－選択権付為替予約)</p> <p>13の2-2-3各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額として配分する。</p> <p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13の2-2-7利息法又は定額法に基づき各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に配分する。..... 各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の利子相当額とすることができる。</p> <p>(注)法第61条の10第1項から第3項まで《為替予約差額の配分》の規定(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第61条の10第1項から第3項までの規定を含む。)により各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に配分することに留意する。</p> <p>(自社発行の新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債)</p> <p>13の2-2-13 自社発行の外貨建ての新株予約権証券及び行使期間満了前の外貨建ての1-5-5《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の資本積立金額》に定める転換社債型新株予約権付社債の円換</p>	<p>(先物外国為替契約等の範囲－選択権付為替予約)</p> <p>13の2-2-3各事業年度の益金の額又は損金の額として配分する。</p> <p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13の2-2-7利息法又は定額法に基づき各事業年度に配分する。..... 各事業年度の利子相当額とすることができる。</p> <p>(注)法第61条の10第1項から第3項まで《為替予約差額の配分》の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p> <p>(自社発行の新株引受権証券及び転換社債)</p> <p>13の2-2-13 自社発行の外貨建ての新株引受権証券(新株引受権付社債につき区分法による会計処理を採用している場合の新株引受権の対価部分をいう。)及び転換期間満了前の外貨建ての転換社債の円換算に当たっては、原則</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算に当たっては、原則としてこれらのものを金銭債務である外貨建債務に該当しないものとして取り扱うのであるが、当該転換社債型新株予約権付社債（償還日が当該事業年度終了の日の翌日から1年以内に到来するものに限る。）の行使価格が、当該事業年度終了の時に、その行使の対象となる株式の相場を大きく上回り、行使の請求の可能性がないと認められる場合には、当該転換社債型新株予約権付社債は、短期外貨建債務（令第122条の4第1項第1号《短期外貨建債権債務》に規定する短期外貨建債務をいう。）に該当することに留意する。</p> <p>（注）法人の保有する外貨建ての新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債は、外貨建有価証券に該当する。</p> <p>（先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い）</p> <p>13の2-2-16 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定（法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額若しくは個別損金額を計算する場合の法第61条の8第2項の規定を含む。以下13の2-2-17において同じ。）の適用を……………</p> <p>（注）……………</p> <p>（外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整）</p> <p>13の2-2-17 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定（法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第61条の8第2項の規定を含む。）の適用を……………</p>	<p>としてこれらのものを金銭債務である外貨建債務に該当しないものとして取り扱うのであるが、当該転換社債（償還日が当該事業年度終了の日の翌日から1年以内に到来するものに限る。）の転換価格が、当該事業年度終了の時に、その転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、転換請求の可能性がないと認められる場合には、当該転換社債は、短期外貨建債務（令第122条の4第1項第1号《短期外貨建債権債務》に規定する短期外貨建債務をいう。）に該当することに留意する。</p> <p>（注）法人の保有する外貨建ての新株引受権証券及び転換社債は、外貨建有価証券に該当する。</p> <p>（先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い）</p> <p>13の2-2-16 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を……………</p> <p>（注）……………</p> <p>（外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整）</p> <p>13の2-2-17 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を……………当該契約解除事業年度の前事業年度までの間に当該外貨建資産等につき法第61条の10第1項から第3項まで《為替予約差額の配分》の規定により益金の額又は損金の</p>

.....当該契約解除事業年度の前事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）までの間に当該外貨建資産等につき法第61条の10第1項から第3項まで《為替予約差額の配分》の規定（法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第61条の10第1項から第3項までの規定を含む。）により益金の額又は損金の額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入する。

（外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い）

13の2-2-18 令第122条の9第1項《為替予約差額の配分》の規定（法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第122条の9第1項の規定を含む。）の適用を.....その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下13の2-2-18において.....（当該外貨建資産等に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前事業年度までの各事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）において.....

（注）1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日の属する事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度（繰延事業年度以後の事業年度に限り、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。）までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。

2

3

額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入する。

（外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い）

13の2-2-18 令第122条の9第1項《為替予約差額の配分》の規定の適用を.....その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（以下13の2-2-18において.....（当該外貨建資産等に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前事業年度までの各事業年度において.....

（注）1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日を含む事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度（繰延事業年度以後の事業年度に限る。）までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。

2

3